平成２１年（フ）第１０９７号
堺市堺区大浜南町３丁１番43―409号
債務者　山口　壽子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５号
愛媛県今治市東鳥生町１丁目５番35号　第五サンキョーマンション551号、旧住所同県同市郷桜井１丁目６番33号
債務者　大島　照子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第１６号
愛媛県今治市東鳥生町１丁目５番35号　第五サンキョーマンション551号、旧住所同県同市郷桜井１丁目６番33号
債務者　大島　　淳
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第７１号
愛媛県今治市石井町２丁目３番15号　矢野マンション２Ｆ―Ｃ号
債務者　檜垣　真吾
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第７２号
愛媛県今治市石井町２丁目３番15号　矢野マンション２Ｆ―Ｃ号
債務者　檜垣　由佳
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第２７２９号
大阪市東住吉区南田辺１丁目５番11号　ラメール瀬戸内101号
債務者　宮本　幸子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２９６４号
大阪府八尾市幸町３丁目45番地　市営住宅17―15号
債務者　髙橋たか子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３７７２号
大阪市住吉区長居東４丁目17番31―108号　牧内方
債務者　若菜　建夫
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６７３号
大阪府枚方市津田元町３丁目30番４号
債務者　木下　　進
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７５６号
大阪府守口市金田町１丁目50番17―301号
債務者　大井　　保
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７９１号
大阪府東大阪市西堤楠町３丁目４番３号
債務者　早田　道三
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８０３号
大阪府寝屋川市上神田２丁目33番１号
債務者　構口　勝也
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８１７号
大阪市阿倍野区阿倍野筋４丁目14番11号
債務者　吉川　　弘
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８９３号
大阪府高槻市下田部町１丁目５番10号
債務者　松井　義信
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９８３号
大阪市浪速区大国２丁目12番13―703号
債務者　西村　多恵
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１０２号
大阪市東住吉区矢田２丁目２番20号　シャネルコーポ205号
債務者　布施　正義
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２６８号
大阪府吹田市片山町４丁目48番10号
債務者　藤本　明子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部